



川口けいすけの グリーンズ川越

since2003

26



編集/発行 川口けいすけ☆31歳☆ ホームページ <http://k-k31.my.coocan.jp>
〒350-0001 川越市古谷上6083-8 川越グリーンパーク B1-408
TEL 080-3025-5776 FAX 049-227-3810 E-mail: umetarou10@nifty.com

2007年もスタートし、最近ようやく冬らしくはなってきましたが、やはりこの冬も暖冬ようです。今年は私にとって勝負の年となります。皆様には本年も変わらぬご支援のほどお願い申し上げます。
本年も皆様にとって良い年でありますように。

こんな議員特権はイラナイ!

1. 定額制の費用弁償(日額旅費) … 議員が本議会や委員会などに出席するだけで、旅費支給

川越市議の場合、川越市から日額2,900円、埼玉県議になると埼玉県から日額1万円以上が支給されます。県では自宅から県庁舎までの距離によって4段階に分かれています。費用弁償などという分かりづらいのですが、早い話「交通費」です。市議会議員なら市内に住んでいるはずで、公共の交通機関を利用すれば交通費が2,900円もかかるはずがありません。もちろん、費用弁償については条例と規則でさまざまな議論を経た上で金額のはずです。しかし、交通費が通常かかるはずのない金額の定額制になっているという事実は「議員特権」といわれても仕方がないでしょう。

今後、「実費支給への変更」を求めていきたいと思えます!

2. 議員の審議会等への就任と報酬 … 市の付属機関の委員になると、議員報酬とは別に報酬支給

以前から「議員が付属機関の委員となり、報酬を受け取ることは、報酬の二重取りではないか」という批判があります。川越市では、都市計画審議会や環境審議会、図書館協議会など多くの付属機関がつけられています。通常、議会に対し審議会委員のポストが割り当てられ、議員は議会からの指名を受ける形で委員に就任しますのでこれは議員としての職務といえます。にもかかわらず審議会の委員などに就任し、議員報酬とは別に報酬を受け取ることはやはり「報酬の二重取り」であるといえるでしょう。

審議会等では、議員は『有識者』という位置付けで委員に就任しています。しかし、議員がその問題の専門的な知識をもっていることは稀で、『有識者』としての就任には？がつきます。さらに、そもそも議員には議会という議論する場が与えられており、行政過程でも更に参加する機会を与えることは、権力分立を阻害することにもなり得ます。

今後は、議会への割り当てによる委員指名などは廃止していくのが望ましいと思えます!

3. 行政視察 … 宿泊費16,500円/泊とは別に 日当3千円・領収書、報告書の提出義務もなし

上の1, 2の流れでいけば行政視察そのものを否定するのかもしれない方もおられるかもしれませんが、そうではありません。「百聞は一見に如かず」、まず目で見て、手で触れて、現場で感じる事が重要だと私は思っています。しかし、今の川越市の制度にはやはり見直しが必要です。

行政視察とは、議員が調査研究のために他の市町村へ行くことですが、これは議員の仕事以外なものでもありません。にもかかわらず、日額3000円の日当が出ます。さらに、公費で視察に行ったのであれば、当然、領収書や報告書は出すべきです。会社にお勤めの方ならこれがいかにありえない話なのかお分かりいただけると思います。公費を使いながら報告書も領収書もないのですから、市民はその視察の成果をどこで判断すればよいのでしょうか。議会の透明性をいうのであれば、領収書と報告書の提出は当然の義務だと思います。

また、宿泊費はどこに行っても16,500円が支給されます。宿泊費の他、昼食代なども入っているとのことですが、これも、上限を定めた上で、実費負担とすることを求めていきたいと思えます。こうすることが税金の無駄遣いを減らし、議会の透明性を高め、政治への信頼を取り戻すことに繋がっていくのではないのでしょうか。